

# ヴェストファーレン州議会における国制論議

割 田 聖 史

## はじめに

本稿は、1845年のヴェストファーレン州議会においてなされた全国レベルの議会導入に関する議論の詳細を検討することを目的とする。

1840年代に、国王がフリードリヒ・ヴィルヘルム3世からフリードリヒ・ヴィルヘルム4世に代わると、一時検閲が弱められたことから、従来の州議会制度に対する批判が表面化してきた。そして、州委員会、公開性の拡大、定期開催権などの共通の課題を通じて、個々の州議会がその政治的傾向を示すこととなった。同時代のプルッツは、この傾向は、1830年代にはすでに現れていたが、1840年以降それが深化したとする。そして、プルッツは、以下のように政治的教育の観点から各州議会を配置する。教育の程度が低いのは、ブランデンブルク州、ポンメルン州、ザクセン州。高いのはヴェストファーレン州。非常に高いのは、ポーゼン州、シュレーゲン州、プロイセン州、ライン州。特にプロイセン州とライン州は急進的と位置付けられた<sup>1</sup>。筆者はすでに、急進的と位置付けられているポーゼン州、プロイセン州、ライン州については検討を加えてきた<sup>2</sup>。本稿では、中道と位置付けられるヴェストファーレン州議会を取り上げ、全国レベル議会導入に関する議論からその位置付けについて考える。

ヴェストファーレン州は、19世紀のプロイセン国家において、ライン州と隣接する最西部の州のひとつである。ヴェストファーレン州についての研究は、日本においてはほとんどないといえるだろう。ドイツでは当然地域史として分厚い研究史がある。それらをすべて追うことはできないが、通史としては、コール編の『ヴェストファーレン史』の第2巻がこの時代を扱い、また近年リプヘッゲは、ライン州とヴェストファーレン州を含みこんだ現在のノルトライン-ヴェストファーレン州となる地域における議会主義をめぐる通史を描いている<sup>3</sup>。19世紀のヴェストファーレン州について

<sup>1</sup> Prutz, Robert, *Zehn Jahre. Geschichte der neuesten Zeit. 1840-1850*. Bd.1 (Leipzig, 1850), S. 402-403.

<sup>2</sup> 拙稿「19世紀前半プロイセンにおける国家と地域—ポーゼン州議会の分析から」『歴史学研究』787号(2004年4月)/拙稿「1840年代プロイセン州議会における国制改革要求」『人文社会科学論叢』17号(2008年3月)/拙稿「ライン州議会における国制問題」『人文社会科学論叢』18号(2009年3月)/拙稿「プロイセン国家における国民代表制導入をめぐる—第8回ライン州議会(1845年)の議論から—」『宮城学院女子大学研究論文集』109号(2009年12月)。

<sup>3</sup> Kohl, Wilhelm(Hg.), *Westfälische Geschichte. Bd.2. Das 19. und das 20. Jahrhundert. Politik und Kultur* (Düsseldorf, 1983)/Ribhegge, Wilhelm, *Preussen im Westen. Kampf um den Parlamentarismus in Rheinland und Westfalen 1789-1947* (Münster, 2008).

は、テッペ／エプケンハンス編の論文集が基本文献として挙げられるだろう。そこに所収されているエプケンハンスの論文は、国制問題を扱っており、その概観を得ることができるが、本稿で扱う州議会については触れられていない<sup>4</sup>。

州議会の議事録に関しては、ヴェルナー・シューベルト（Werner Schubert）により、ライン州、プロイセン州、ヴェストファーレン州の1840年代の州議会の議事録が復刻・刊行された。本稿では、シューベルト編のヴェストファーレン州議会議事録を基本資料として用いる<sup>5</sup>。

本稿では、Iではまず州の概観を見ていくこととする。IIではヴェストファーレン州議会を、IIIでは1845年の州議会における討論の詳細を検討することとしたい。

## I. ヴェストファーレン州の成立

「ヴェストファーレン」という空間概念は、以下の4つを示すと指摘されている。1. 古ザクセン人の故地の西部、2. ヴェーザー川とライン川の間の中世の空間イメージに存在する地域、3. 16世紀以来ヴェストファーレン帝国クライスによって規定された領域、4. 1815年に成立しプロイセン王国の中のヴェストファーレン州である。この枠組みは、1946年まで存在した<sup>6</sup>。

本稿で検討の対象とするプロイセンにおけるヴェストファーレン州は、1815年に成立した州であり、第3のものである。この地域は、ウィーン条約によってプロイセンから得た地域からヴェストファーレン州が構成されたのであるが、この地域の一部は、17世紀にすでにホーエンツォレルン家の領土となっていた。17世紀から始まるプロイセンの地域への拡大は、三つの段階に区分できる。第一は、17世紀初頭のクレーフェの相続、第二は1802年から1803年の「世俗化（聖界領接收）」の時期、第三は「解放戦争」からウィーン条約の時期である<sup>7</sup>。

第一段階は、1609年である。この年、クレーフェ公ヨハン・ヴィルヘルムが跡継ぎのないまま死去し、ホーエンツォレルン家のブランデンブルク選帝侯ヨハン・ジギスムントも相続人の一人として、プファルツ＝ノイブルク公と共同でクレーフェを相続した。これに対して、カトリックを代表して神聖ローマ皇帝が介入した。これにより、プロテスタントとカトリックの争い、フランス、オランダなどの干渉が起り、戦争の危機へ至ったが、信教の自由を認めることで対立が緩和された。

<sup>4</sup> Epkenhans, Michael, Wsetfälisches Bürgertum, preußische Verfassungsfrage und Nationalstaatsgedanke 1830-1871, in: Teppe, Karl/Epkenhans, Michael (Hg.), *Westfalen und Preussen. Integration und Regionalismus* (Paderborn, 1991).

<sup>5</sup> *Die preußischen Provinziallandtage von 1841, 1843, und 1845. Abteilung III : Die Westfälische Provinziallandtag von 1814, 1843, 1845*, herausgegeben von Werner Schubert. Bd.1: *Sechster Westfälischer Provinziallandtag von 1841 (Denkschriften, Petitionen, Landtagsabschiede und Propositionen)* (Vaduz, Liechtenstein, 1994)/Bd.2: *Protokolle des Siebenten und Achten Westfälischen Provinziallandtages von 1843 und 1845* (Vaduz, Liechtenstein, 1996)/Bd.3: *Verhandlungen des Siebenten und Achten Westfälischen Provinziallandtages von 1843 und 1845 (Denkschriften, Petitionen, Landtagsabschiede und Propositionen)* (Vaduz, Liechtenstein, 1998). 以下、*PLT Westfalen* と略。シューベルト編の議事録では発言者が特定されている。

<sup>6</sup> Walthor, Alfred Hartlieb von, Die Eingliederung Westfalens in den preußischen Staat, in: Baumgart, Peter (Hg.), *Expansion und Integration. Zur Eingliederung neugewonnener Gebiete in den preußischen Staat* (Köln, 1984), S. 227.

<sup>7</sup> Walthor, S. 230-231.

その後、1614年、この間にカトリックとなっていたプファルツ-ノイルブルク公が公国の南部(ユーリヒ、ベルク)、ブランデンブルク選帝侯が北部(クレーフェ、マルク、ラーフェンスブルク)を統治することとなった。その後、1666年にブランデンブルク選帝侯がクレーフェ、マルク、ラーフェンスブルクを単独所有することとなった。さらに、1648年、ホーエンツォレルン家はヴェストファーレン条約において、ミンデンを獲得した<sup>8</sup>。また、1702年にはリンゲン伯領、1707年にはテックレンブルク伯領を獲得し、両方はミンデンから統治された<sup>9</sup>。

第二段階は、ホーエンツォレルン家(すでにプロイセン王国)にとって、ヴェストファーレン地域における所領の整理と拡大の時期に当たる。聖界所領の世俗化はフランス革命戦争の影響を受けたものであり、1795年のバーゼルの講和、1796年8月5日のプロイセンとフランスの和約の結果、プロイセンは、ライン左岸をフランスへ譲渡し、その補償としてヴェストファーレンの聖界所領を得た。1801年にフランスとオーストリアが締結したリュネヴィルの和約によるプロイセンの獲得地は、1802年5月23日のフランス-プロイセン条約や1803年の帝国代表者会議主要決議によって承認された<sup>10</sup>。プロイセンは、この決議により、全体で48万平方マイルの損失に対して、236平方マイルの領土を獲得した<sup>11</sup>。しかし、1806年、プロイセンはフランスに敗北し、ティルジット条約により、ヴェストファーレン地域を含む、西部地方をすべて喪失することとなった。

本稿の対象時期となるのが第三段階である。この地域のプロイセンの領有は最終的にウィーン会議によって決定されるのであるが、それに先立つ軍事占領がプロイセンの領有と統治の基礎をなすこととなる。プロイセンは、この際、かつての旧領をすべて回復したわけではなく、リンゲンをハノーファーに譲り、その代わりにレックレンベルクを得た。またプロイセンはヴェストファーレン北部を獲得できなかったが、西部ではエッセン、ヴェルデンの大修道院領が1802年すでにプロイセンに割り当てられており、1815年にはプロイセン王国のユーリヒ-クレーフェ-ベルク州に編入された。一方で、南部ではミュンスター領主教領(ハノーファーとオルデンプルクへの割譲部分除く)、パーデルボルン候領、クーアケルンとヴェストファーレン公国の飛び地(Exklaven)、帝国都市・帝国伯領ドルトムントなど所領を拡大した。1817年にはヘッセン-ダルムシュタットから、ヴィトゲンシュタイン-ヴィトゲンシュタイン伯領、ヴィトゲンシュタイン-ベルレブルク伯領が割譲された。同年、ジークン郡が、プロイセン内のニーダーライン州から、ヴェストファーレン州(アルンスベルク県)へと移管された<sup>12</sup>。

1815年4月30日の「州当局の制度改善についての規定」<sup>13</sup>は、プロイセン国家を10の州に区分した。そして、州は単独か複数で、5つの軍区(Militair=Abteilung)を構成する。また、州は、複数の県に区分され、国家全体で25の県が形成され (§1)、各州には州長官がおかれた (§2)。この区

<sup>8</sup> Walthor, S. 231-232.

<sup>9</sup> Hubatsch, Walter (Hg.), *Grundriß zur deutschen Verwaltungsgeschichte 1815-1945. Reihe A : Preußen. Bd.8 : Westfalen* (以下、Hubatsch (Hg.), *Westfalen* と略), bearbeitet von Walter Hubatsch (Marburg (Lahn), 1980), S. 10.

<sup>10</sup> Walthor, S. 232-233.

<sup>11</sup> 成瀬治、山田欣吾、木村靖二編『世界歴史体系 ドイツ史2』(山川出版社、1996年)、138頁。

<sup>12</sup> Hubatsch (Hg.), *Westfalen*, S. 11.

<sup>13</sup> *Gesetzsammlung für die königlichen Preussischen Staaten* (以下、GSと略) 1815, S. 85-98.

分の詳細において、ヴェストファーレン州が規定され、州はミュンスター県（県都ミュンスター）、ヴェーザーラント県（後にミンデン県、県都ミンデン）、マルク・ヴェストファーレン県（県都ハム）の三つに区分された。なお、県の区分は、最終的に上述の1817年の領土変更により、マルク・ヴェストファーレン県は、県都がアルンスベルクに移り、アルンスベルク県となった。この区分が1945年まで続くこととなる<sup>14</sup>。

また、1815年6月21日に発布された「プロイセン君主国に再び編入されたヴェストファーレン諸ラントおよびその間にある他国領の領有のための特許状（Patent）」は、領主高権（Landeshoheit）と上級支配権（Oberherrlichkeit）を認める地域としてヴェストファーレン地域で領有する地域を列挙している<sup>15</sup>。「特許」の内容とは、全体としては、称号と紋章の使用の保証、他地域においてプロイセン臣民が教授している保護の享受であった。また、官僚の職の給与の保全、個人に関しては所有権の保持と既得権である民法（Privatrecht）の享受が保証された。

そして、「朕は、これらの諸ラントの以前の諸関係を遵守し、諸ラントにその諸関係にふさわしいシュテンデ的制度を与える。そして、この制度は、朕が全体国家に予定している一般国制（die allgemeine Verfassung）へと結びつく」とした。最後に、州長官にフィンケ（Friedrich Ludwig Wilhelm Philipp Freiherr von Vincke）を任命したのである。フィンケは、プロイセン改革の主唱者の一人であり、この地域の出身であった。

この「特許」の内容は、ポーゼン州、ライン州、ザクセン州などの新しく獲得された州における「領有宣言」とほぼ同様の内容を示している。つまり、この「特許」は、ヴェストファーレン州の「権利（特権）」を示しているのである。そして、その「権利」において、州におけるシュテンデと「一般国制」が明示されていることは、後述の1815年5月22日の「国制公約」と合わせ、ヴェストファーレン州において「一般国制」を求める際の根拠の一つとなった。

## II. ヴェストファーレン州議会

### 1. 「国制公約」から「州シュテンデ法」へ

プロイセン王国における代表制度の問題は、プロイセン改革の構想段階から提案されていた。ナポレオン戦争が終結した1815年、ウィーン会議の結果ドイツ連邦が成立した。1815年5月に調印されたドイツ連邦規約第13条には、「連邦を構成する全ての個別領邦にはラントシュテンデ制が施行されるであろう」と規定されている<sup>16</sup>。この「ラントシュテンデ制」をめぐる解釈は、各領邦に任されていた。

以前からプロイセン国内で懸案であった代表制度、そして、ドイツ連邦規約が定めるラントシュテンデ制の実現のために、プロイセン国王フリードリヒ・ヴィルヘルム3世は、1815年5月22日に

---

<sup>14</sup> Hubatsch (Hg.), *Westfalen*, S. 11.

<sup>15</sup> GS 1815, S. 196-195.

<sup>16</sup> Klüber, Johann Ludwig (Hg.), *Schlußacte des wiener Congresses, vom 9. Jun. 1815, und Bundesacte oder Grundvertrag des teutschen Bundes, vom 8. Jun. 1815* (Erlangen, 1816), S. 122.

「国民代表制の設立についての規定 (Verordnung über zu bildende Repräsentation des Volks)」を布告した<sup>17</sup>。この布告は、単一の国民の代表制 (eine Repräsentation des Volks) の設立を明確に宣言している。この国民代表制は、州シュテンドから構成されるのであるが、州シュテンドがすでに存在するところでは「時代の要求にしたがって」州シュテンドを改編し、存在しないところでは新たに設立されるものであった。そして、この国民代表会議の権能は、課税を含めて市民の人権や所有権に関する立法のすべての対象についての審議とされた。

そのため、この規定は、代表制度に初めて触れた 1810 年 10 月 27 日の「財政行政に関する勅令」<sup>18</sup>に続くものとして、「第二の国制公約」と位置付けられるが、より明確なかたちで国民代表に触れているため、この 1815 年 5 月 22 日が代表制要求の基礎とされる。

その後、国民代表の計画は進展しなかったが、1820 年 1 月 17 日にいわゆる「国債法」が発布され、国債を必要とする場合は、国民代表の賛成が必要となった<sup>19</sup>。国債はいつか必要となり、その際には代表制度が必要となるため、「国債法」は、国王の国制公約の達成のための法的保証となるはずであった。そのため、この「国債法」は、「第三の国制公約」と位置付けられる。

しかし、最終的には、1822 年 6 月 11 日の勅令により、憲法が事実上無期延期されたため、全国レベルの単一の国民代表を導入する計画は挫折した。

この一方で、州の代表機関の設置に関しては進行し、1821 年 10 月 30 日の勅令により、州シュテンドに関する提案をまとめるべく皇太子委員会が設けられ、委員会は州の名士たちの意向を確かめながら州シュテンドの制度化を進めることになった<sup>20</sup>。その結果 1823 年 6 月 5 日の法律 (以下「州シュテンド法」) により、プロイセンの八つの州にそれぞれ州議会を導入することが布告され<sup>21</sup>、州議会の導入とその主体である州シュテンドの性格が規定されている。

まず、州シュテンドは土地所有を条件とする。また、州議会の権限は、「人権、所有権、および、税に関する変更が対象となる一般の法案の草案」における州に関する事項の審議、州全体やその一部の特別な福祉や利益に関係する請願 (Bitte) や苦情 (Beschwerde) の審議、州のコムーナル事務 (Kommunal=Angelegenheit) と定められた。しかし、州議会は諮問機関にとどまり、召集権や課税権を持たず、その決定も国王の承認と監督の下に置かれた。

州議会の主体である州シュテンドに関する具体的な規定は、各州ごとの個別法によって規定されることになっており、その個別法は 1823 年から 1824 年にかけて発布された。

## 2. ヴェストファーレン州議会

ヴェストファーレン州シュテンドに関する個別法は 1824 年 3 月 27 日に、ライン州、ザクセン州、

---

<sup>17</sup> GS 1815, S. 103-104.

<sup>18</sup> Huber, Ernst Rudolf (Hg.), *Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte*. Bd.1: *Deutsche Verfassungsdokumente 1803-1850* (Stuttgart, 1961), Nr.9 (9), S. 44-46.

<sup>19</sup> GS 1821, S. 9-16.

<sup>20</sup> 皇太子委員会の議論については Obenaus, Herbert, *Anfänge des Parlamentarismus* (Düsseldorf, 1984), S. 151-209.

<sup>21</sup> GS 1823, S. 129-130.

ポーゼン州と同日に発布された<sup>22</sup>。この個別法は行政的にヴェストファーレン州を構成する地域に適用され、この地域でヴェストファーレン州シュテンデが形成されることをまず規定した (§ 1)。

この後の規定の項目は、各州の個別法で規定されている項目と同一であり、その具体的条件だけが異なる。

ヴェストファーレン州の個別法では、ヴェストファーレン州シュテンデは、ライン州シュテンデと同様に、四つの身分から構成されることが規定された。第一身分はかつての帝国直属身分 (die vormals unmittelbaren Reichsstände)、第二身分は騎士領所有者、第三身分は都市、第四身分は第二、第三身分に属さない地域の土地所有者と四つの身分に分けられた (§ 2)<sup>23</sup>。

議席に関しては、第一身分は、個人 (非常の場合はその家族の一人など) に議席が与えられた (§ 3)。第一身分に属したは 11 名であり、彼らには単独票 (Virilstimme) が与えられた。第二身分、第三身分、第四身分は、各 20 人であった。全体は 71 人とされた (§ 4)。

他の各州議会では、原則的に、騎士領所有身分 (ヴェストファーレン州は第一、第二) : 都市身分 (第三身分) : 農村身分 (第四身分) の比率が、3:2:1 で配分されていた<sup>24</sup>。これに対し、ヴェストファーレン州およびライン州では、ほぼ 1:1:1 である。この原則は、プロイセン西部における固有な条件を考慮し、プロイセン西部諸州に当てはめられたものである<sup>25</sup>。ただ、ライン州と比べた場合、第一身分の構成員が多い。そのため、この比率が正確にあてはまらなくなっている。

議員の被選挙資格は以下のとおり。1) 10 年間連続した土地所有、2) キリスト教徒、3) 生年 30 歳以上、4) 品行方正であること (der Unbescholtene Ruf) (§ 5)。選挙資格は、生年 24 歳以上であることと土地所有に関して 10 年連続という条件がない点で相違がある (§ 13)。

個々の身分の構成員の条件に関しては以下のように規定されている。第一身分は、1820 年 5 月 30 日の指令に従って、かつての帝国直轄領であった土地を所有することが条件となっている (§ 7)。第二身分は、州内にかつての帝国騎士領かラント議会への選出権を持っていた所領で、最低年 75 ターラーの土地税を支払っていること、もしくは第二身分に属するに適切と判断される他の大土地所有とされた (§ 8)。他州での騎士領所有も考慮された (§ 9)。また、第二身分は、資格を持つ所領が分割された場合に、選挙権・被選挙権を喪失した (§ 13)。

第三身分は、官吏であれ、市民的職業に就くものであれ、代表される地域に居住する土地所有者で、一定程度の土地税、職業税を支払うものとされた (§ 11)。第四身分は、選挙区内に利用形態にかかわらず、所有地を持っていることが条件であり、さらに他と同様に一定の土地税を納めていることと規定された (§ 12)。

これらの条件を見ると、州議会の議員資格の必要条件は土地所有のみであって、生得身分が議員資格に影響を与えなくなったことは明らかである。

<sup>22</sup> GS 1824, S. 108-115. 以下カッコ内の番号はこの規定の条文番号。

<sup>23</sup> 三身分制の州はプロイセン、ブランデンブルク、ポンメルン、ポーゼンの 4 州。シュレージェン、ザクセン、ライン、ヴェストファーレンが四身分制である。vgl. Obenaus, S. 160.

<sup>24</sup> Obenaus, S. 184.

<sup>25</sup> Lademacher, Horst, *Von den Provinzialständen zum Landschaftsverband. Zur Geschichte der landschaftlichen Selbstverwaltung der Rheinlande* (Köln, 1973), S. 500.

次に州議会の審議の方法について見ていくことにしたい。州議会の開催は、最初の6年間は2年ごと、その後については後に決定されるとされ (§ 30)、会期も状況に応じて決定されるものであり (§ 31)、定期的なものではなかった。州議会の成立と決議には、第二、第三、第四身分の約四分の三の賛成が必要とされた (§ 38)。

審議に関しては、「ヴェストファーレン州のすべてのシュテンデは、不可分の統一体であり、物事を共同で議論する」と規定された。州議会の審議とは、具体的には、請願について審議し、国王に提出するかどうかを議論するものであった。その際、個々の請願の最終的な決議は、議員の三分の二の票を必要とした (§ 46)。また、身分ごとに利害が分かれた際、州議会全体の多数決では、ある身分がその意図を表明できない場合が生じる。そこで、要求された時には、身分別の会合が行われる (§ 47)。また、個別地域の特殊な利害が議論の対象とする場合、多数がそれに反対する可能性がある。その場合、その地域の議員は自身の見解を示すことができた (§ 48)。請願や苦情は、州やそれと関連する個別地域からのみなされ、個別的利害から生じた請願は否決されるとし、また議員は選挙母体からの拘束委任ではなく、州全体の利害を視野に入れることが要求された (§ 49、§ 52)。そして、すべての請願は書面で提出されなければならない、一度退けられたら新しい理由が生じなければ再び議論することは禁じられた (§ 50)。

州議会の議長は、州議会マルシャル (Landtagsmarschall) が行った。この職は、第一身分か第二身分の議員の中から国王によって任命され (§ 29)、議会の「静穏と秩序」を保つことが任務であった (§ 41)。実際に議会運営においては、審議の迅速化のため、委員会の設置とその構成員を任命する権限をもち (§ 40)<sup>26</sup>、議事規定を決定することができた (§ 41)。さらに、議員が州議会に動議を行う場合、その議員は動議についての所見を書面で州議会マルシャルに届け出なければならない (§ 43)、そして州議会マルシャルは、それを議会の審議後、清書を作成した (§ 44)。

国王・中央政府と州議会を結び付けたのは、国王によって任命された州議会コミッサール (Landtagskommissar) であった。この職は、基本的にはその州のその時々州長官が務めた。コミッサールの権限は以下のように規定されている。「彼 (州議会コミッサール) はすべての議事の仲介人である。シュテンデは、業務に必要なすべての情報・資料を彼にのみ送付する。彼は、朕の指示にしたがって、シュテンデに提案を知らせ、シュテンデからの説明や鑑定、そのほかの請願、苦情を受け取る」 (§ 35)。また、州議会コミッサールは、州議会を開会・閉会した (§ 32、§ 34、§ 37)。ただし、州議会コミッサールは、議会に陪席しない (§ 36)。

ライン州議会の追加規定は 1827 年 5 月 17 日に布告され<sup>27</sup>、詳細が未定であったところを補足している。

追加規定では、第一身分は、所領を変更した者がいたため、その代わりにシュタイン男爵 (Freiherr vom Stein) がこの身分に属すこととなった。(第 1 条)。また、第三身分の議員に関して、ミュンスターが 2 人、ミンデン、ビーレフェルト、ジューゲン、イゼルローン、ドルトムントにそれぞれ 1 人

<sup>26</sup> 委員会の定員はなく、委員会の人数とその構成員は州議会の初めに決定され、委員会の議長は騎士領所有身分 (第一身分もしくは第二身分) から選出された。Schubert, Werner (Hg.), *Preußen im Vormärz* (Frankfurt a.M., 1999), S. 15.

<sup>27</sup> GS 1827, S. 109-117.

が単独票として割り当てられた。さらに、いくつかの都市で州議会のたびに交代して単独票を持つ都市が存在し、その票は6票であった。そのほかの集合票を持つ都市も規定された(第2条B)。第四身分の選挙区における議員数の割り当ても行われた(第3条C)。

なお、ヴェストファーレン州議会は、その成立から1845年まで以下のように開催された<sup>28</sup>。

	開催期日	開催場所
第1回	1826年10月29日-12月29日	ミュンスター
第2回	1828年11月23日-12月21日	ミュンスター
第3回	1830年12月12日-1831年1月20日	ミュンスター
第4回	1833年11月10日-12月29日	ミュンスター
第5回	1837年2月19日-4月30日	ミュンスター
第6回	1841年2月28日-5月2日	ミュンスター
第7回	1843年3月5日-4月9日	ミュンスター
第8回	1845年2月9日-4月6日	ミュンスター

ヴェストファーレン州議会の特徴は、州議会コミッサールにフィンケ、州議会マルシャルにシュタインというプロイセン改革期の主唱者たちが長くその立場にいたことである(フィンケは1844年、シュタインは1831年まで)。そのため、ヴェストファーレン州議会は、全体として自由主義的という立場をとることとなる<sup>29</sup>。ヴァルトーは、「州議会は政治の学校となり、州シュテンデは世論の組織(Organ)となった。それは、他の州のシュテンデとともに、欠けている民衆の全体代表の代替物を表現したのである」と評価している<sup>30</sup>。

### III. ヴェストファーレン州議会における国制論議

ヴェストファーレン州議会において、国制問題が最初に扱われたのは、1830年から1831年にかけての第3回州議会であった。この時期は、フランスにおいて七月革命が勃発し、ドイツの西部においても自由主義的な見解が強まった時期である。

1830年夏、フランスとベルギーにおいて革命が起こったとき、ヴェストファーレン州シュテンデは、1830/31年の第3回州議会において、最初に法的に任命された政治的団体(Körperschaft)として、国制要求について議論した。ウィーン会議の間与えられた約束への示唆しつつ、古くから続く

<sup>28</sup> Obenaus, S. 730.

<sup>29</sup> Walthor, Alfred Hartlieb von, Die landschaftliche Selbstverwaltung in: Kohl, Wilhelm(Hg.), *Westfälische Geschichte. Bd.2*, S. 173.

<sup>30</sup> Walthor, Die landschaftliche Selbstverwaltung, S. 175.



ヴェストファーレン貴族フルステンベルク (Fürstenberg) とレックリングハウゼン選出の自由主義的な県参事官 (Regierungsrat) フランツ・アントン・ブラフト (Franz Anton Bracht) が、憲法とライヒシュテンデの召集を請願することを要求した。ここで使用されているライヒシュテンデは、当時プロイセン全体国家の民衆代表を意味している。そして、この試みは成功しなかった。そして、プロイセン国家にライヒシュテンデ的の制度は不可欠であり、不可避であると確信していたシュタインやフィンケも、王の不興を買うこととなった。フィンケは、内閣令において、州シュテンデを規定の枠組みの中に抑えることが彼の責任であるとされた。

さらに、ヴェストファーレンでは、1832年の終わりに、ミュンスターの選挙人たちが、市長であり、州議会議員であるヨハン・ヘルマン・ヒューファー (Johann Hermann Hüffer) に、ライヒシュテンデに関する新たな請願を行っている<sup>31</sup>。

ヴェストファーレン州における1830年代の全国議会導入に関する要求は早産であった。プロイセン国家全体では、国王が代わった1840年以降に全国議会導入の要求が現れてくる<sup>32</sup>。

1841年、各州の州議会において(ヴェストファーレン州は第6回州議会)、州議会の開催されていない期間に諸事項を処理するために、州議会の中から選ばれた州委員会が設立された。1842年、フリードリヒ・ヴィルヘルム4世は、各州の州委員会を連合した連合州委員会をベルリンへ招集した<sup>33</sup>。連合州委員会は、各州12人が代表し、合計96人の州議会議員から構成された。身分別の議員配分は、騎士領所有身分44人、都市身分32人、農村身分20人であった。委員会への選挙は、各州議会別に、身分別に行われた。連合州委員会は、1842年10月18日に開催され、11月10日に終了した。

連合州委員会の権限や審議の対象は極めて限定されており、議事規定も厳密に規定され、国制問題を取り扱うことは不可能であった<sup>34</sup>。しかし、政府が連合州委員会に提示した鉄道網建設から生じる財政負担は、国債発行を必要とした。そこで、1820年の「国債法」にしたがって、「国家シュテンデ」の承認が必要となるが、連合州委員会は、「国家シュテンデ」ではなく、審議のための共通の州シュテンデという制度にしか過ぎなかった。そのため、連合州委員会は、鉄道建設のために政府が国債を発行を政府が望むならば、プロイセン国家の全体代表が必要であると主張した<sup>35</sup>。この結果、次の州議会では、連合州議会の権限についての問題が議論されることとなった。

ヴェストファーレン州では、1843年の第7回州議会で議論されているはずであるが、正式に採択されなかったらしく、議論や請願はシューベルト編の議事録においては見出せない。そこで、1845年の第8回州議会における議論を見ていくこととする。

<sup>31</sup> Walthor, Die landschaftliche Selbstverwaltung, S. 175-176.

<sup>32</sup> その契機は、1840年の忠誠宣誓州議会である。拙稿「1840年代プロイセン州議会における国制改革要求」参照。

<sup>33</sup> Obenaus, S. 551.

<sup>34</sup> Obenaus, S. 553-554.

<sup>35</sup> Huber, Ernst Rudolf, *Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789*. Bd.2: *Der Kampf um Einheit und Freiheit 1830 bis 1850* (Stuttgart, 1960), S. 489-490.

## 1. フィンケの提案と司法・国制委員会の「報告」、「共同報告」

1845年2月9日付けで、かつての州長官のフィンケの息子であるゲオルク・フォン・フィンケ (Georg Ernst Friedrich Freiherr von Vincke) の提案が提出された<sup>36</sup>。

1815年5月22日の内閣令では、市民的自由、適切な行政を行うための国民代表(Repräsentation des Volkes)が規定されている。この目的のために、州シュテンデが設立され、そこから国民代表が選出されるはずであった。さらに、1820年1月17日の指令(国債法)にも、「ライヒシュテンデ」について明記されている。しかし、1823年6月5日の法律(州シュテンデ法)は、一般シュテンデ議会を開催しないという前提で州シュテンデを設立し、当該の州に限定した事項のみを審議できるものとした。また、その開催も国王の国父的配慮によるものとなっている。州シュテンデ法以来22年が過ぎたが、「予定されていたプロイセン国家の国制と代表はいまだに存在しない」。

フィンケによれば、プロイセン国家の国制と代表とは、「明確に国家債権者に与えられた保証の実現。いつか起ころであろう合法的に獲得された権利の損害の可能性や立法の不十分さに対する時直にかなった保証。課税の承認に自身かその代理人が参加していないものは課税されないという古ゲルマン的原則の更新。公共の状況への活発な参加の条件。民衆の望み・要求・苦情を王へ知らせるための適切な組織。プロイセンの名における個々の州のすべての個別条件の内的融合に不可欠な手段」であり、「最終的にわれわれのシュテンデ体制に必要な法的な要石」となるべきものであった。

「陛下の臣民は、特に我が州の住民は、陛下の恩寵に逆らうようなことはしたことはなく、信頼に常に応えてきた」のであるから、「国王の信頼の証」として、「現在統治なさっている国王陛下によって」、代表制が住民に保証されるであろうということを期待している。そこで、フィンケは以下の提案を行った。「高貴なるシュテンデ議会は国王陛下に慎んで以下の請願を行う。1815年5月22日、1820年1月17日の規定で国王陛下が保証したライヒシュテンデ体制を、陛下のラントに与えること。その準備のために、次の州議会は鑑定のために国制草案を作成すること」。

この提案は、州議会内の司法・国制委員会において扱われることとなった。また、検討の対象となったのは、フィンケの提案を含め、三つの提案であった<sup>37</sup>。フィンケの提案のほかにも、ライヒシュテンデの設立に関するフェフナー (Fechner) の提案、ハルコルト (Harkort) の提案であった。ハルコルトの提案は、国王はライヒシュテンデを許可するよりも、州シュテンデに商業や工業が適切な代表が必要であるという内容であった。これは、全国代表を求めるものではなく、州議会制度を維持しつつ、その代表のあり方を問うものであり、フィンケの提案とは反対の立場となる。フェフナーの提案は、代表制度を、公共の制度の頂点とし、国民をそのために十分成熟しているとみなすべきとしたものであった。また、これ以外に、多くの個人からなされた請願があるとされた。ただ、フェフナーとその他のものは動議にはならないとされた<sup>38</sup>。

提案に対して、ヒューファー (Hüffer) が報告 (Relation) を作成し、その後に共同報告者フォン・ホルツブリック (von Holzbrinck) が報告に対して反対の共同報告 (Corelation) を作成した。

<sup>36</sup> *PLT Westfalen* Bd.2, S. 153-154.

<sup>37</sup> *PLT Westfalen* Bd.2, S. 152.

<sup>38</sup> *PLT Westfalen* Bd.2, S. 158.

1845年2月19日付けのヒューファーの報告（以下、「報告」）の概要は下記の通りである<sup>39</sup>。

まず、フィンケとハルコルトの提案を、第三回ヴェストファーレン州議会のときのように、「多かれ少なかれ明確な目的を意識した広範な要求の反響」と位置付け、「民衆意識が既存の代表を不足と認識し、何かよりよいものに置き換えようと望んでいる」とした。その上で、従来の州議会制度は各州ごとの存在であり、中央の省庁があったとしても麻痺していて、例えば「必要な法律が留保されたり、最終的に発布されたとしてももはや役に立たなくなったりする」という弊害を招いている、と指摘した。

そして、フィンケの提案に同調し、1815年5月22日の内閣令と国債法だけでなく、1810年10月27日の法律と1811年9月11日の法律においても「国民代表」が予期されているとした。そして、「課税の承認に自身かその代理人が参加していないものは課税されないという古ゲルマン的原則の更新」という言葉を取り上げ、既存の州議会は、州民の住民の全体代表（Repräsentation des Gesamtheit）としての性格を欠いており、土地所有者のみを代表し、さらに等級（Klasse）や部門（Abtheilung）に分けられている。確かにかつては、土地所有のみの代表ということはありません、主に騎士階級のみがラント議会で代表を送り、聖職者は知識層を、都市が職業的利害を示すことができたに過ぎず、知識・職業的利害が、現在に比べて極めて下に置かれていた。しかし、現在のヨーロッパでは、強国たらんとすれば、これらの利害の重要性を無視できる国家はない。プロイセン国家において、これらの利害は非常に貧弱であるからこそ、代表を時折しか享受できないということができるのかもしれない、としながらも、「それがわれわれが誇りを持ってドイツ中の第一のもののみなしている国家なのである」。そして、今までの州議会において国王へ送付された請願のうち、産業関連のものはわずかであったことを示した。そして、従来の州議会制度が腐敗していないとするならば、その理由の一端は高位の国家官吏が存在していない国家代表を代替しているためであると、ライヒシュテンデ議会が実現した場合は、官僚は悪い状況に追い込まれるだろう、とした。

「報告」は、ここでハルコルトの提案に触れる。この提案は、ライヒシュテンデ制度を断念し、州シュテンデ制度を重視すると主張しているが、フィンケの提案と同様な考慮からなされているとした。そして、報告者自身はこの主張には完全に同意し得ないとしても、包括的な代表が検討されるという条件付で、国民代表を請願しようとした。他方で、報告者は、次の州議会に当該の法案の提出についての請願には反対し、以下のような提案を行った。「国王陛下に従来の制度の欠点と適切な国政に民衆を基礎に据えるという希望を伝えること。しかし、この希望の実現の形式は、国王陛下の賢明さと寛大さに委ねられる」。

「報告」に対して、ホルツブリック（v. Holzbrinck）が3月7日付で共同報告（以下、「共同報告」）を作成した<sup>40</sup>。

まず、フィンケらの報告をまとめた上で、ハルコルトの提案はネガティブなもので検討の対象とすることはできないので、フィンケの請願を検討の対象とするとし、報告者の見解の検討を始めた。

<sup>39</sup> *PLT Westfalen* Bd.2, S. 155-157.

<sup>40</sup> *PLT Westfalen* Bd.2, S. 157-163.

報告者の見解がシュテンデの体制のライヒシュテンデへの発展という要求であるにとらえると、一方で諸シュテンデの歴史的法的基盤に手が付けられておらず、他方で全体の包括的代表が要求されているということは矛盾している。それは、「最初の観点は歴史的立場で、後者はいわば理性の法（Vernunfts-Recht）の立場」のものだからであるとした。

そして、フランス、イギリスの事例を取り上げ、上記の二つの立場がいかに折り合いをつけているかを示した後、プロイセンへと目を移す。1823年の州シュテンデ法によれば、州シュテンデは、「古ドイツ的体制の精神」に基づいて規定されており、その条件は土地所有であることを原則とし、さらにこの原則が州シュテンデ、郡シュテンデ体制に貫徹している、と評価する。プロイセンの立法が合法性の基盤を土地所有に求めることは、「共同体のドイツ的慣習」に対応しているのであり、「歴史的基礎に基づいたシュテンデ体制の自然な発展の道を離れることは祖国の利益になると私には思えない」とホルツブリックは主張した。

知識人や職業層が十分代表されていない、と批判に対しては、ドイツ的民衆生活において、「知識人はひとつの身分と結びついているのではない」ため、そのような職業に携わるものは、「シュテンデのひとつを形成しない」とした。ホルツブリックは、人間の活動のすべての個々の枝葉が個別の代表を持つということは、シュテンデ的構成の原則を壊すこととなるため、シュテンデ的構成の原則を保持しなければならないとした。そのため、個々のシュテンデの票の数的関係の変化、新たなシュテンデの創設、決議に必要な多数の変更、また、近代的な意味における民衆代表の性格の付与に対して、ホルツブリックは、決定的に反対するという立場を明らかにした。

そして、「報告」は「この請願は、われわれのシュテンデ的制度の既存の基礎の変更を提案しているのではなく、ただ、ライヒシュテンデを通じた補完を提案している」ととらえられた。「報告」は、プロイセンの現在の状態は、シュテンデ審議は八つの個別の団体で行われており、全般的なラント法の審議の際には、間違いなく大きな困難となっている。同時に、多くの法が、予定されていたライヒシュテンデ体制を全体の要石としている。そのため、従来のシュテンデ制度は進歩を必要としている、にとらえているとした。しかし、ホルツブリックは、これらのことを認めたにもかかわらず、ライヒシュテンデ体制の付与を請願することは認められないとした。

ホルツブリックは、「州シュテンデ制度導入以来20年は、シュテンデ的生活の発展にとって失われたのではない」のであり、郡シュテンデ制度、都市条令、ラントゲマインデ条令などで代表による自己行政は深く根付いているとし、「シュテンデの建物が完成する前に、シュテンデによるそれぞれの代表の基礎抗は、法においても生活においても確かなものとなっている」と主張した。

その上、ヨーロッパの大国の地位にある国家へのライヒシュテンデ体制の導入は、非常に重大な進展であり、その結果について州シュテンデ会議の観点は完全な判断に達し得ない。「漸次的な発展の道筋が、急速な変革よりも好まれ」ているのであり、急速な変革は、他の大国に対するプロイセンの地位を変化させ、国際関係をも変化させると指摘した。

このような状況における国家指導のためには、「国王と民衆の揺らぐことのない信頼」が必要である。国家をいかに指導していくかは、相争う党派や相反する利害を越えて全体の視野を保証する観点からのみ解決される。そして、これが可能なのは「君主の立場」だけであるとし、国王に問題を

委ねることを訴えた。「われわれは、シュテンデ体制の進歩が国王の特別な愛情と真剣な福利の対象であることを確認したならば、私は現状において、(国民代表)制度の実現を請願することはわれわれの使命であるとは考えない。(国民代表)制度は、適切な時がきたならば(中略)承認されるであろう、ということを経王の賢明さに基づいた自由な決定に無条件の信頼を持って期待する」とことを提案し、「報告」に反対した。

フィンケの提案は全国レベルの代表を要求したものであるのに対し、「報告」は州シュテンデ制度の問題点を国王に伝え、他の形式を示唆することと、提案内容が弱められている。さらに、「共同報告」は、代表制に関しては、国王に委ねるべきであり、請願などは送らない、という主張になっている。

提案、「報告」、「共同報告」を受けて、3月8日に司法・国制委員会において検討が行われた<sup>41</sup>。ここでは、以下の二つの問題について票決が行われた。第一の問題は、「国王は、1815年5月22日と1820年1月17日の規定において保証したライヒシュテンデ体制を与えるべきかどうか」という問題である。この問題は、9対8で否決された。第二の問題は、「ライヒシュテンデ体制の準備のために、鑑定のために次の州議会に草案を示すことを国王に請願を行うべきか」であった。これは第一の問題の票決ですでに決定しているとする見解が多数であったが、報告者が票決を求めたので票決が行われ、10対7で否決された。

## 2. 本会議における議論

この問題は、1845年3月14日の本会議で検討された。まず、フィンケ、ハルコルト、フェフナーの提案が読み上げられ、続いて「報告」、「共同報告」が読み上げられた。そのあと、討論が開始された。

討論における発言者とその立場を以下の表にまとめる。縦に発言者を発言順に並べてある。ただし、国民代表制の導入に関する請願を行うかどうかに関与する発言をした発言者のみを記してある。他の話題についての発言は除いてある。

横には、所属シュテンデ(所属身分)を1から4数字の数字で示してある。続いて、請願を行うかどうかについての見解を記した。

発言者	所属シュテンデ	内容
フィンケ (v. Vincke)	2	請願を行う
ヒューファー (Hüffer)	3	請願を行う
ホルツブリック (v. Holzbrinck)	2	請願しない
ハルコルト (Harkort)	4	請願しない
エツヘルホイザー (Oechelhäuser)	3	請願を行う

<sup>41</sup> *PLT Westfalen* Bd.2, S.152-153.

発言者	所属シュテンデ	内容
ランズベルク-シュタインフルト (v. Landsberg-Steinfurt)	2	請願しない
ニーディエック (Niedieck)	3	請願を行う
コッホ (Koch)	3	請願しない
ヒュック (Hueck)	3	請願を行う
リリエン-エヒトハウゼン (v. Lilien-Echthausen)	2	請願しない
ガレン (v. Galen)	2	請願しない
シューレンブルク (Schulenburg)	3	請願を行う
ランズベルク-フェレン (v. Landsberg-Velen)	1	請願しない
ボーデルシュヴィンク (v. Bodelschiwingh)	2	請願しない
レッケ-フォルマーシュタイン (v.d. Recke-Vollmerstein)	1	請願しない
リリエン-ボルク (v. Lilien-Borg)	2	請願を行う
ビューニング (Büning)	4	請願しない

この会議の最初にフィンケは自身の提案を弁護するために長大な演説を行った<sup>42</sup>。以下その内容をまとめておきたい。

フィンケによれば、シュタインはかつて、この（国民代表制実現の）提案の運命は世論との一致にかかっているのである、と言ったという。そして、フィンケは14年後の今、世論との一致をかなりのものと主張できると考えている。これを前提とし、フィンケは、1815年5月22日の規定の実現を提案したとした。

そして、かつてのさまざまな君主の統治を振り返り、国王も人間であり、過ちを犯すことを指摘した。さまざまな危険に対して、君主はそれらを安んずることが必要であるが、「死すべき人間はそのようなものを保証できない」。そのために、君主は、民衆の望みや必要性を知ることが重要となる。しかし、「王の目はいたるところを見ることはできない」ため、「国家のすべての部分はその視点から見通すことができ、それにより民衆の望みを王冠へ届けることのできる機関」が必要なのである、と説いた。

フィンケは課税を例として「自身か代理人が承認に参加をしてなければ課税されない」というゲルマン的原則を取り上げた。この原則は、州を構成するかつてのラント部分のすべてのシュテンデ体制において通用していた。この古い権利は、「君主の言葉」によって直接再び与えられるべきであり、そうすれば同時に、君主は臣民の言葉を耳にすることとなる。しかし、国王は、「偏在することはできない」ため、単一の国民代表が国王と民の間に存在しなければならない、とするのである。そして、プロイセン国家は、さまざまなラントやナショナリティを融合して成長してきたため、さま

<sup>42</sup> *PLT Westfalen* Bd.2, S.140-145.

ざまな部族 (Volksstämme) を相互に結びつけ、共通の利害を与えるための紐帯が必要である、と訴えた。それは、「プロイセンライヒ (国家) とプロイセンの名の保持」であり、それは、いまや国王のみがそれを体現しているとした。これに対して、従来の八州それぞれに存在した州議会はそのような存在ではなく、各州の利害を代表したため、「国家内国家」を作り出した。そのため、今プロイセン国家の地位や偉大さを維持するためには、強固な内的統一が必要である、とした。

「共同報告」は、ライヒ体制はドイツの一致を危険にするという見解を持っていたのに対し、フィンケは内的統一であると主張した。そのため、プロイセンの政策は、ドイツ諸国家の頂点に位置するようにしなければならず、精神的紐帯はプロイセンが国制に関して他のドイツ諸国家と同化することによって形成されることで、その同意を得ることができる、と考えた。フィンケは、民衆の同意は外からの力よりも強いととらえ、かつてフリードリヒ大王期には、民衆の同意があったからこそ全ヨーロッパと対立できたのであるとした。しかし、1740 年にあった同意は、「1845 年にはもはや十分ではない」ため、民衆の同意を得るために他の手段が必要であるとした。そして、フィンケにとって、それはライヒシュテンデ体制であった。

というのは、西部諸州はフランスからの攻撃の危機に常に立たされており、敵に抵抗するために、国家の固い紐帯を一層必要としているためである。そのためには、東部諸州と内的利害の融合が必要である。また同時に、国家財政が代表者によって監視され、東部諸州に過分に有利にならないようにできるとした。

また、フィンケは、東部諸州との結びつきはヴェストファーレン州の独自性を危機に陥れるという懸念を共有しない。というのは、州シュテンデがさらに継続するならば、ライヒシュテンデから形成され、同時に州の独自性が失われることもないと考えるからである。フィンケは、自身が居住する「赤土と古ザクセン部族 (Stamm) の独自性」を尊重し、その慣習とその古い権利の維持を望んでいた。むしろ、その独自性が他の州に広まることを期待して、ライヒシュテンデに賛成した。

このような理由から、フィンケは提案を支持することを義務と考える。そこで問題となるのは、国王にライヒシュテンデ付与の請願を行うかどうか、である。これに関しては、国王のみがその権利をもっているとした。そして、フィンケは、これまでに発布されたさまざまな法律は、適切な形式で交付され、廃止されておらず、問題なく後継者にも拘束力があるという立場であった。また、ヴェストファーレン州の「特許」からも、同様な契約が生じている。これらに基づいて、州シュテンデはライヒシュテンデの実現を要求する権限と義務を持っている、とした。

現国王フリードリヒ・ヴィルヘルム 4 世は、ライヒシュテンデの付与ではなく、州シュテンデ的制度の進歩を期待し、また、ポーゼン大公国のシュテンデへの回答で、国王は 1815 年 5 月 22 日の規定に拘束されると考えていないと強調した。この宣言に対して、州議会は抗議しなければならない。

委員会では、委員長 (ガレン) は、国制は王の自由な意思から欽定されるべきとしたが、フィンケはこれに同意しないと明言した。ライヒシュテンデ的制度は確かに付与されたが、いつそれが与えられるかは国王の決定に委ねられている、ということに対して、シュタインを引いて、そのような解釈は、「私はお上に従順であるだろう。いつ私は従順であるかは、また私の判断によっている」といったけしからぬマキャベリズムとしている。

そのため、国王の言葉の実現のために最もよい時期が待望されることとなる。しかし、全シュテンドは、生命や最高の善を危険にさらすと信じる場合、彼らは、その主君と対立することをおそれないだろう、と訴えかけた。

フィンケは、最後に故事を持ち出してその主張を訴える。「ドイツ皇帝の戴冠の後、皇帝はまず帝国騎士に問うた。『ダルベルク（家のもの）はいないか？（Ist kein Dalberg da?）』<sup>43</sup>。将来のある日に、おそらく、市民や農民やこの州の他の同胞は、われわれの古い一族の代表と当時どこにいたのかと問うだろう。—そして、子孫は言うだろう。彼らは皆集まり、国王にその言葉を促すことを決定した」。続けて、「イングランド上院で改革法案が提出された時、大法官は膝をかがめて言った。『陛下、私は屈した膝の上で、陛下がこの法案を拒否しないことを懇願いたします』」。このように強調した後、彼は州議会に彼の提案に賛成するように懇願した。

フィンケと同様に、請願を送るべきと考えた議員の見解をまとめておく。エツヘルホイザーは、ライヒシュテンドの体制は多くの点で有用だとし、それを認めることが臣民の「愛」より高めると考えた。そのため、彼は提案に賛成した<sup>44</sup>。同様な見解がニーディエック<sup>45</sup>、ヒュック<sup>46</sup>、シューレンブルク<sup>47</sup>、リリエン-ボルク<sup>48</sup>らから出された。シューレンブルクの言葉を借りれば、ライヒシュテンドの制度は、「望ましいものを作り出すことができる可能性を保証するもの」であり、「シュテンドの融合、州の利害の融合、現在分離しているもの個別利害の統一」が望まれたのである。そして、今が、国王の言葉の実現を提案する時期である、ととらえている。

請願に反対する立場には、多様な見解があった。

コッホは、ライヒシュテンド体制は、「議会において、本質的に、好ましく安全ものとして一致している」としながらも、シュテンドにそれを要求したり、審議できる権限があるかを問題とした。コッホ自身、以前の州議会で同様な動議を提出したが撤回したという経緯があった。それは、プロイセン国家のような異質な部分からなる国家にとって、即座に憲法を与えることは容易ではないからである。「憲法は時を持っている」のであり、即興のものは不幸をもたらすとし、「国王の言葉を信用し、その実現を静かに待つ」ため、請願に反対した<sup>49</sup>。また、ランズベルク-シュタインフルトも 1831 年の州議会では、緊急の事態が差し迫っていたため今回と同様な提案に賛成したが、今は特に緊急性はない、とした<sup>50</sup>。また、レッケ-フォルマーシュタインは、「報告」に同意しつつも、請願という形式は適さず、建白にすべきとした<sup>51</sup>。

リリエン-エヒトハウゼンは、コッホとは異なり、ライヒシュテンドを望ましいと考えておらず、

<sup>43</sup> ダルベルク家は、13世紀に源を発する貴族で、大司教や大修道院長を輩出した。帝国騎士の第一のものとされ、1452年の皇帝戴冠以来、戴冠後の皇帝の第一声によって「ダルベルク（家のもの）はいないか？（Ist kein Dalberg da?）」と呼ばれる特権を得ており、慣用語となっている。

<sup>44</sup> *PLT Westfalen* Bd.2, S. 145-146.

<sup>45</sup> *PLT Westfalen* Bd.2, S. 146.

<sup>46</sup> *PLT Westfalen* Bd.2, S. 147.

<sup>47</sup> *PLT Westfalen* Bd.2, S. 148.

<sup>48</sup> *PLT Westfalen* Bd.2, S. 149.

<sup>49</sup> *PLT Westfalen* Bd.2, S. 147.

<sup>50</sup> *PLT Westfalen* Bd.2, S. 146.

<sup>51</sup> *PLT Westfalen* Bd.2, S. 149.



州議会はライヒシュテンデ体制の付与の提案を行う権限を持たないとした。ただし、政治的發展は必要であると考え、この發展は「従来の州シュテンデ制度の發展し、シュテンデ代表が十分に満足できる程度までになるか、もしくは、ライヒシュテンデ的体制の付与」によってなされるとした。彼は、「すべての州の差異がなくなってしまうフランスや南ドイツの諸国家」を念頭において、場合によってはライヒシュテンデ体制を非常に懸念すべきものと考えている。そのため、「ライヒシュテンデ的体制を、州シュテンデ制度が望ましい程度の發展できない場合の非常手段」であるとした。しかし、国王は、彼は国王の保証を信頼し、「歴史的な基礎に基づいて作られたシュテンデ制度の促進と發展」を目指しており、そのような自体にはならないだろうとした。そして、国王を信用することとして、請願に反対した<sup>52</sup>。また、ガレンも「州の独自性の保持が、独自で特有な諸関係の一般への解消よりも」望ましいとし、請願に反対した<sup>53</sup>。

ランズベルク-フェレンは、立憲体制は墮落しやすいと考え、シュテンデ体制はもはや存在せず、その形態も没落している、ととらえた。しかし、その要素は生き残っており、それを永続させるために、憲法は「書き留められた慣習法でなければならない」とした。しかし、このために時代が十分に進んでいないので、提案に反対し、国王の賢明さを信頼するとした<sup>54</sup>。ボーデルシュヴィンクもシュテンデ体制の發展を適切なときに国王が行うことを信頼するとして、提案に反対した<sup>55</sup>。

また、ビューニングは、今ライヒシュテンデが導入されても、彼自身を含めて多くの議員は、「全体の展望に達しないだろう」と訴えた。そのために、ライヒシュテンデの導入は時期尚早であると主張した<sup>56</sup>。

討論の最後に、州議会マルシャルが発言した<sup>57</sup>。マルシャルは、共同報告で示されていた代表制度とシュテンデ制度の間の本質的相違について注目し、前者はフランスに、後者はイギリスに根を下ろしているとし、後者のシュテンデ制度は、ゲルマン的起源を持つとした。ただし、イギリスの体制を無条件にプロイセン国家に持ち込むというのは非現実的で、「ドイツの習俗に根付いた、ドイツの地に生まれた、ドイツの歴史から生じた体制のみがドイツ諸国家に適している」とした。

さらに、マルシャルは、1815年当時はフランスがドイツへ強力な影響力を持っており、代表制度への傾向は支配的が、フランスの影響がなくなった後、ドイツの習俗、ドイツの歴史へ立ち返ったとし、この意味において、国王は1823年6月5日のシュテンデ法を発したのであり、歴史的基盤に基づいている、と州議会制度を位置づけた。そして、その後1840年に国王が代わり、シュテンデ委員家の設立という重要な進歩がすでになされていると同時に、州シュテンデの権利は減じていない。そのため、州を「八分の一にしか過ぎない一部分」にしてしまう危険をもたらす提案に賛成することはできないとし、請願に反対した。

ここで討論が終わることが宣言され、以下のように問題が定式化され、票決が行われた。「国王陛

---

<sup>52</sup> *PLT Westfalen* Bd.2, S. 147-148.

<sup>53</sup> *PLT Westfalen* Bd.2, S. 148.

<sup>54</sup> *PLT Westfalen* Bd.2, S. 148.

<sup>55</sup> *PLT Westfalen* Bd.2, S. 148.

<sup>56</sup> *PLT Westfalen* Bd.2, S. 149-150.

<sup>57</sup> *PLT Westfalen* Bd.2, S. 150.

下に 1815 年 5 月 22 日と 1820 年 1 月 17 日の規定によって保証されたライヒシュテンデの体制をラントに与えることを国王陛下に請願するべきか」。

そして、記名投票が行われ、出席議員 67 人のうち、賛成 34、反対 33 であり、請願に必要な三分の二の票数を獲得できなかったため否決された<sup>58</sup>。この結果、ヴェストファーレン州議会は、国王に対して、国民代表制導入の請願を行うことはなかったのである。

## おわりに

以上の討論の結果のように、国王に対して全国レベルの議会の導入に関して目を向けてもらうことを請願することは否決された。そもそも、全国レベル議会導入を直接請願することは、委員会の段階で否決されており、討論段階ではすでに、国王に対して示唆を行うような請願に穏健化されていたにもかかわらずである。

しかし、票決の結果を見ればわかるように、過半数は請願に賛成している。請願できなかったのは、請願には三分の二が必要であるという州議会の制度のためであった。この点で考えると、ヴェストファーレン州議会における多数派は、全国レベルの議会開催について必ずしも反対していたとはいえない。さらに、1830 年代にも請願運動が存在したという事実からも、全国レベル議会についての開催を望む世論はあったといえるだろう。ただ結果としては、一度も請願を行っていないということとなる。そのために、プルッツは、政治的教育に関してみると高いが最高ではない、という評価を下したのであろう。

さて、議論を振り返ってみると、フィンケが全国レベル議会導入要求の議論の中心であった。フィンケの提案のみを見ると、ライン州におけるキャンプハウゼンの提案と同様、当時としては急進的な要求であったといえる。委員会での議論、本会議における討論においても、1845 年のライン州議会とほぼ同様な道筋をたどったといえる。この意味では、ヴェストファーレン州議会が政治的教育の程度に関して「高いが最高ではない」というプルッツの評価、および、その評価のあり方は検討し直さなければならないだろう。

同時に、ヴェストファーレン州議会における議論を見れば、ライン州議会と違いライン自由主義といわれる一連の自由主義者に属するような著名な政治家が少なかったため、全国レベル議会導入のための議論がフィンケ一人によって突出して代表されているという特徴を見てとれる。層としての自由主義的政治家の厚みはライン州議会と比べた場合は、確かにいまだ未熟であったことは否めないのである。これがヴェストファーレン州議会の当時の状況であったと本稿は結論付けておきたい。

---

<sup>58</sup> *PLT Westfalen* Bd.2, S. 151.

# The Constitutional Controversy in the Provincial-Assembly of the Province of Westphalia

WARITA Satoshi

This paper takes up the debate on the introduction of state-level representation in the provincial-assembly of the Province of Westphalia. At first, we survey the formation of the Province of Westphalia and the provincial-assembly. After that, we analyse the constitutional controversy of the provincial-assembly.

The King of Prussia, Frederick-William III, had promised the introduction of state-level representation in 1810, 1815, and again in 1820, but these promises were not realized. In consequence, the Prussian state only had the province-level representation as the highest level of popular representation. This was the Provincial-assembly (Provinzial-Landtag).

The Province of Westphalia was established as a consequence of the Congress of Vienna in 1815. When established, the “Patent for the Province of Westphalia” was issued. It also notified state-level representation.

It was in the 8th provincial-assembly in 1845 that the constitutional controversy was held. The proposal of the controversy was submitted from Georg von Vincke. He proposed that the provincial-assembly send a petition to demand the introduction of state-level representation to the King. As the result of the controversy, the provincial-assembly decided not to send the petition.

A contemporary estimated that the level of political education in the provincial-assemblies of the provinces of Posen, Prussia, Silesia and Rhine province was very high, that of Westphalia was high and that of Brandenburg, Pomerania, Saxony was low. It was certain that Westphalia did not send any petition on the introduction of state-level representation, but this paper clarified that this controversy followed a very similar course to debate in the Rhine province.